



前略 いつもお世話になっております、今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

外貨預金の利息や円との交換時の税金について

今の国内の預金や国債の金利が非常に低いため、外貨での運用をされている方が増えています。

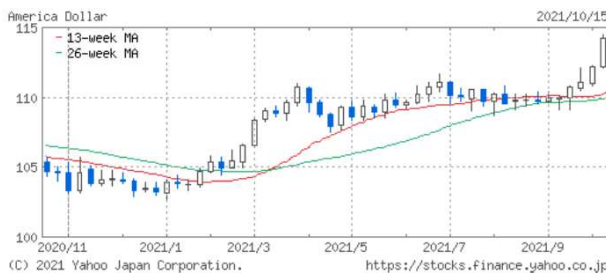
外貨預金の利息や**為替差益**にかかってくる税金は、どのタイミングで徴収されることになるのでしょうか？

日本国内の金融機関が取り扱っている外貨預金に預けている場合、利息については、円預金と同じように利息を受け取る段階で税金約20%が源泉徴収されています。こうして納税が済んでいますから、確定申告という税制上の手続きも不要です。課税のタイミングについては、満期日もしくは解約時となります。

一方、為替差益については「**総合課税の雑所得**」として他の所得と合計したうえで税額を計算することになります。後述するような例外を除き、**確定申告**という手続きを行い、「総合課税」の対象となる所得全体でプラスの収益が出ていれば、その金額に応じた税金を納めることとなります。

確定申告が不要なケースは、複数の会社から給与をもらっていない、年収2,000万円以下の給与所得者、為替差益を含めた給与所得と退職所得以外の所得が20万円以下等という条件をすべて満たす方が個人名義で外貨預金を運用しているようなケースです。

この1年の、米ドルに対する円の価格の推移



米ドルに対する円の金額は、年初の1ドル104円台から、現在は1ドル 114円台になっています。これは、年初に仮に104万円を日本円から米ドルに交換していた場合、今はその104万円が114万円になっているという事になります。

例えばこの米ドルに交換した104万円分の米ドルを日本円に戻した場合、114万円となり10万円の利益になります。これが**為替差益**として課税対象になります。

残念ながら**為替差損**は、他の所得とは相殺(通算)できません。

日本国内の金融機関の中でも非常に高金利な外貨預金の銀行の例

外貨定期預金

10基本通貨単位以上
新生ステップアッププログラム優遇対象
[商品詳細](#) [商品説明書 \(PDF\)](#)

米ドル	ユーロ	豪ドル		
NZドル	英ポンド	カナダドル	シンガポールドル	香港ドル
南アランド	ノルウェークローネ	人民元(中国元)	トルコリラ	ブラジルリアル

米ドル

		新生ゴールド優遇後金利	新生プラチナ優遇後金利
1か月	年0.050%	年0.050%	年0.050%
3か月	年0.100%	年0.110%	年0.120%
6か月	年0.150%	年0.160%	年0.170%
1年	年0.200%	年0.210%	年0.220%
2年	年0.300%	年0.310%	年0.320%
3年	年0.500%	年0.510%	年0.520%
5年	年0.900%	年0.910%	年0.920%

※金利は年率・税引前表示、2021年10月18日 10時18分現在